

校舎清掃及び一般廃棄物処理業務委託仕様書

新潟県立はまぐみ特別支援学校の校舎清掃及び一般廃棄物処理業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、委託契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に
行うものとする。なお、この仕様書中「甲」及び「乙」は、委託契約書に記載する甲及び乙
をいう。

1 基本事項

この仕様書は、業務の概要を定めたものであり、この仕様書に定めのない軽易な業務に
ついては、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

2 使用材料等

- (1) 業務において使用する材料、機械、器具はすべて乙の負担とする。ただし、業務の実
施に要する光熱水費は甲の負担とする。
- (2) トイレトペーパー、洗剤、ワックス等については、材料を厳選し、使用箇所の材質
又は用途に最適なものをあらかじめ甲の承認を得たうえで使用する。
- (3) 火気を使用する必要があるときは、甲の承認を得たうえで慎重に取り扱うものとし
る。なお、引火性の強いガソリン、ベンジン等は使用しないこと。

3 業務の実施箇所等

別紙「清掃作業実施基準表」（以下「基準表」という。）に記載のとおり

4 校舎清掃

(1) 日常清掃

ア 掃き掃除及び水拭きは、基準表のとおり実施するほか、玄関、ホール、湯沸室及び
トイレ等汚れ方の激しい箇所については随時実施する。

イ 廊下は、基準表のとおり実施するほか、汚れ方の激しいときは随時実施する。

ウ 階段及び廊下の手すり、玄関カウンター、扉、窓台、壁面及びガラスの清掃は、床
面から約2m以下の範囲とし、ほこりを除去したうえ、乾布又は雑巾を使用して拭き
上げる。

エ 午前8時15分から午後3時15分までの間に実施する。

(2) 定期清掃

ア ほこり及びすすの除去は、基準表の実施箇所の天井、壁及び照明器具について実施
する。

イ 原則として甲の閉庁日に実施する。なお、実施時間等は、甲乙協議のうえ決定する。
また、業務の実施のために乙が解錠した箇所は、業務の終了後、確実に施錠すること。

5 一般廃棄物処理業務（収集及び分別）

甲の開庁時間内に、基準表の実施箇所から一般廃棄物を収集のうえ分別し、所定の場所に集積する。

6 作業員の配置

- (1) 校舎清掃（日常清掃）及び一般廃棄物処理業務の実施に当たり、乙は、甲の校舎内に作業員を配置すること。
- (2) 校舎清掃（定期清掃）の実施に当たり、乙は、甲の指定した期間及び時間内に業務が完了するよう、適正な作業員数を確保すること。
- (3) 乙は、業務が確実に実施されるよう、作業員に対して適時適切な指導を行うものとする。

7 実施報告書の提出

乙は各業務の完了後、実施内容を記載した報告書を速やかに甲に提出する。

8 業務の実施を要しない日

校舎清掃（日常清掃）及び一般廃棄物処理業務（収集及び分別）は、甲の閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間）並びに学校閉庁日（8月中旬の平日5日間）には実施することを要しない。